

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

協 議 項 目	8 . 地方税の取扱い	協 議 細 目
調 整 方 針	<p>(案) 基本的には、関市の制度に統一するものとするが、差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 個人市民税の均等割額については、市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」という。)第10条の規定により、合併する日の属する年度及び平成17年度については不均一課税とし、平成18年度より2,500円に統一する。</p> <p>(2) 法人市民税の法人税割の税率については、合併の日以後に終了する事業年度分から関市の例による。</p> <p>(3) 入湯税については、合併時から板取村及び上之保村の例により新市において課税する。</p> <p>(4) 固定資産税については、合併特例法第10条の規定により、合併する日の属する年度及び平成17年度分については不均一課税とし、平成18年度より税率を1.4%に統一する。</p> <p>(5) 都市計画税については、今後の都市計画が定まるまで、現行の課税区域に課税する。</p> <p>(6) 個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、平成17年度より関市の例による。</p>	
項 目	参 考 資 料	
	<p>資料は、第5回合併協議会(11月10日)に提出済み。(P29~P39)</p>	